

## 平成 30 年 10 月サービス提供分以降の障害福祉サービス等の請求に係る留意点について

平成 30 年 10 月サービス提供分から、障害福祉サービス等報酬の請求に関して、本会での一次審査の内容が強化されます。また、それに伴い国民健康保険中央会にて作成している請求ソフトについても最新版への更新が必要となります。

いずれも「請求締切日までに請求ができない」、「大半の明細書等が返戻となり支払額が大幅に減少する」などの原因になりますので、準備を整え適切な請求をよろしく願いいたします。

### 1 平成 30 年度報酬改定等に対応するシステムリリースについて（リリース済み）

#### 【簡易入力システム・取込送信システムのリリース】

リリース時期	リリース内容
平成 30 年 10 月 22 日	平成 30 年度制度改正・報酬改定への追加対応等のシステムリリース (Ver2. 23)

**※自動アップデートを設定していない場合は平成 30 年 10 月サービス提供分の請求情報を作成するまでにバージョンアップを実施してください。旧バージョンの場合は形式エラーとなり、請求受付がされません。**

**バージョンアップ後に台帳情報の修正や、一部サービス提供実績記録票入力データの修正が必要な場合がありますので、バージョンアップ後の請求情報をシステム上で確認をしたうえで請求情報の作成をお願いいたします。**

### 2 国保連合会における審査機能強化について

国保連合会にて実施しております一次審査が平成 30 年 10 月サービス提供分からエラー項目を増やすなど、審査機能を強化し、従来支払となっていた場合でも返戻になる可能性がございます。

以下に代表的な返戻となる例を掲載いたしますので、適正な請求事務のご参考にしてください。

項番	コード	メッセージ
1	PU48	受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
2	PU52	受付：同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています
3	PA30	受付：生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
4	PP91	支給量：生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
5	EK54	受付：医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
6	EK56	受付：常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
7	EK98	受付：児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EL03	受付：請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
	EL05	受付：請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
9	EL04	受付：請求明細書の「終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は同月または30日以内の年月の必要があります
10	EL09	受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません

1 PU48 受付：「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています

市町村番号	1	3	1	0	*	*
助成自治体番号						

平成	3	0	年	1	0	月
----	---	---	---	---	---	---

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
支給決定障害者等氏名	コホ タロウ									
支給決定に係る障害児氏名										

指定事業所番号	1	3	1	0	1	*	*	*	*	*
請求事業者 事業者及びその事業所の名称	国保ケア									
	地域区分					一級地				
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施									

サービス内容	サービスコード					単位数	回数	サービス単位数	摘要
	1	1	1	1	1				
身体日0.5	1	1	1	1	1	2	4	8	4 9 6
身体日1.0	1	1	1	1	1	3	9	2	3 9 2
身体日1.5	1	1	1	1	1	5	7	0	3 9 9 0
家事日0.5	1	1	6	1	1	1	0	2	1 1 2 2
家事日1.0	1	1	6	1	1	1	9	1	1 9 1
家事日1.5	1	1	6	1	1	2	6	7	2 6 7
居介処遇改善加算 I	1	1	6	7	1	1	9	5	7

平成30年10月分 居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	1	1	支給決定障害者等氏名	コホ タロウ		事業所番号	1	3	1	0	1	*	*	*	*	*
契約支給量											事業者及びその事業所	国保ケア											

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間	乗降	開始時間	終了時間	時間	乗降							
1	月	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5		1						
3	水	身体介護	14:00	15:30	1.5		14:00	15:30	1.5		1						
3	水	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5		1						
6	土	身体介護	14:00	15:30	1.5		14:00	15:30	1.5								
6	土	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
8	月	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
10	水	身体介護	14:30	15:30	1.0		14:30	15:30	1.0								
10	水	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
13	土	身体介護	14:00	15:30	1.5		14:00	15:30	1.5								
13	土	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
15	月	身体介護	14:00	14:30	0.5		14:00	14:30	0.5								
15	月	家事援助	15:00	15:45	1.0		15:00	15:45	1.0								
17	水	身体介護	14:00	15:30	1.5		14:00	15:30	1.5								
17	水	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
20	土	身体介護	13:30	15:00	1.5		13:30	15:00	1.5								
20	土	家事援助	15:00	15:30	0.5		15:00	15:30	0.5								
22	月	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5								
24	水	身体介護	14:00	15:30	1.5		14:00	15:30	1.5								
24	水	家事援助	15:30	16:00	0.5		15:30	16:00	0.5		1						
27	土	身体介護	13:30	15:00	1.5		13:30	15:00	1.5		1						
27	土	家事援助	15:00	15:30	0.5		15:00	15:30	0.5		1						
29	月	身体介護	14:00	14:30	0.5		14:00	14:30	0.5		1						
29	月	家事援助	14:30	16:00	1.5		14:30	16:00	1.5		1						

実績記録票の10月15日の家事援助のサービス提供において、15:00から15:45までの期間を1.0時間として算定し、請求明細書では116115 家事日1.0として191単位算定しています。

居宅介護の家事援助は最初の30分以降は15分単位での算定となるため、正しくは0.75時間分となり、請求明細書でも117651 家事日0.75として148単位を算定する必要があります。

2 PU52 受付：同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超えています

平成30年10月分

重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1000000022	支給決定障害者氏名	コホ ジロウ	事業所番号	13102****
契約支給量				事業者及びその事業所	国保訪問介護

日付	曜日	回数	サービス提供の状況	重度訪問介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数
				開始時間	終了時間	計画時間数 時間 移動	開始時間	終了時間	時間	移動		
5	金	1		0:00	9:00			0:00	9:00			重度訪問介護は同時に2人まで重度訪問介護従業者によるサービスの提供が可能となっていますが、10月6日の提供時間を見ると、 1人目 0:00 から 23:59 まで 2人目 9:00 から 17:00 まで、 18:00 から 20:00 まで 3人目 14:00 から 17:00 まで と2人を超えて提供している状態になっています。この場合には実績記録票は返戻となります。
5	金	1		11:00	17:00			11:00	17:00			
5	金	1		17:00	22:00			17:00	22:00			
5	金	1		22:00	23:59	22.0	4.0	22:00	23:59	22.0	4.0	
5	金	2		5:00	7:00	2.0		5:00	7:00	2.0		
6	土	1		0:00	22:00			0:00	22:00			
6	土	1		22:00	23:59	24.0	1.0	22:00	23:59	24.0	1.0	
6	土	2		9:00	10:00			9:00	10:00			
6	土	2		10:00	17:00			10:00	17:00			
6	土	2		14:00	17:00			14:00	17:00			
6	土	2		18:00	20:00	13.0		18:00	20:00	13.0		

3 PA30 受付：生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません

市町村番号	1310**	平成	30	年	10	月	分					
助成自治体番号		指定事業所番号	13101****	事業者及びその事業所の名称	国保寮							
受給者証番号	1000000011	支給決定障害者等氏名	コホ タロウ	地域区分	一級地							
支給決定に係る障害児氏名		就労継続支援A型事業者負担減免措置実施										
利用者負担上限月額 ①	0	就労継続支援A型減免対象者										
サービス種別	34	開始年月日	平成28年10月28日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	30	入院日数	
		開始年月日	平成	年	月	日			利用日数		入院日数	
		開始年月日	平成	年	月	日			利用日数		入院日数	

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
生活訓練Ⅲ1	341111	268	26	6968	
生活訓練Ⅲ2	341121	162	3	486	
宿泊型自立訓練食事提供体制加算Ⅰ	345070	48	21	1008	
宿泊型自立訓練夜間支援等体制加算Ⅱ9	345768	17	28	476	
宿泊型自立訓練福祉専門職員配置等加算Ⅲ	346036	4	29	116	

生活訓練サービスⅢ及び生活訓練サービスⅣは利用期間によって2年間（3年）以内の場合と2年間（3年）を超える場合で請求サービスコードが切り替わります。

切り替えの時期について、例の場合は平成28年10月28日がサービスの開始年月日であり、月途中であった場合は翌月である平成28年11月1日（月初が開始年月日の場合は開始年月日）から起算して2年間となります。

例の場合は平成28年11月1日から平成30年10月31日までとなり、341121 生活訓練Ⅲ2を算定するのは平成30年11月からとなります。

4 PP91 支給量：生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

市町村番号	1	3	1	0	*	*
助成自治体番号						

平成	3	0	年	1	0	月分
----	---	---	---	---	---	----

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3
支給決定障害者等氏名	コホ サプロウ									
支給決定に係る障害児氏名										

指定事業所番号	1	3	1	0	3	*	*	*	*	*
請求事業者 事業者及びその事業所の名称	国保の家									
	地域区分					一級地				
	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施									

サービス内容	サービスコード						単位数	回数	サービス単位数				摘要				
	2	2	2	2	2	3			1	4	2	2		0			
生活介護35・地公体	2	2	2	2	2	3	7	9	0	1	8	1	4	2	2	0	
生介食事提供体制加算	2	2	5	0	7	0		3	0	1	4		4	2	0		
生介福祉専門職員配置等加算Ⅲ	2	2	6	0	3	6			6	1	8		1	0	8		
生介送迎加算Ⅰ	2	2	6	5	9	0		2	1	2	7		5	6	7		
生介送迎加算(重度)	2	2	6	5	9	1		2	8	2	7		7	5	6		
生介処遇改善加算Ⅰ	2	2	6	7	1	5		8	3	8	1		8	3	8		
生介常勤看護職員等配置加算3	2	2	6	7	2	7		1	1	1	8		1	9	8		
生介人員配置体制加算12・地公体	2	2	7	0	5	1		2	0	5	1	8	3	6	9	0	

平成30年10月分 生活介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3	支給決定障害者氏名	コホ サプロウ	事業所番号	1	3	1	0	3	*	*	*	*	*	*
契約支給量													事業者及びその事業所	国保の家										

日付	曜日	サービス提供実績								利用者確認印	備考
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算		訪問支援特別加算 時間数	食事提供加算	体験利用支援加算		
往	復										
3	水		9:30	15:30	1	1		1			
4	木		9:30	15:30	1	1		1			
5	金		9:30	15:30	1	1		1			
6	土		9:30	15:30							
10	水		9:30	15:30	1	1					
11	木		9:30	15:30	1	1					
12	金		9:30	15:30	1	1					
13	土		9:30	15:30	1	1					
14	日		9:30	15:30	1	1					
18	木		9:30	15:30	1	1					
19	金		9:30	15:30	1	1					
20	土		9:30	15:30	1	1					
21	日		9:30	15:30	1	1					
25	木		9:30	15:30	1	1		1			
26	金		9:30	15:30		1		1			
27	土		9:30	21:00							
28	日		9:30	15:30							

実績記録票では17日分サービスを提供していますが、請求明細書では18日分基本報酬を算定しています。  
 この場合、明細書と実績記録票が返戻になりますので、正しい提供日数若しくは回数に修正する必要があります。

5 EK54 受付：医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4
給付決定保護者氏名	コホ シロウ									
給付決定に係る障害児氏名	コホ ハナコ									

指定事業所番号	1	3	5	0	4	*	*	*	*	*
事業者及びその事業所の名称	国保キッズ									
地域区分	一級地									

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
放デイ7	6 3 1 3 1 1	1 7 4 4	1 3	2 2 6 7 2	
放デイ14	6 3 1 4 1 1	2 0 2 4	7	1 4 1 6 8	
放デイ児童指導員等加配加算 I 1・19	6 3 4 0 1 8	4 1 8	1 3	5 4 3 4	
放デイ児童指導員等加配加算 I 1・26	6 3 4 0 2 5	4 1 8	7	2 9 2 6	
放デイ医療連携体制加算 I	6 3 6 2 3 0	5 0 0	2 0	1 0 0 0 0	
放デイ送迎加算 II	6 3 6 2 4 1	3 7 3 3		1 2 2 1	

6 EK56 受付：常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	5	5	
支給決定障害者等氏名	コホ コロウ									
支給決定に係る障害児氏名										

指定事業所番号	1	3	1	0	5	*	*	*	*	*
事業者及びその事業所の名称	国保園									
地域区分	一級地									
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施										

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
生活介護36	2 2 2 2 1 1	1 1 0 4	1 2	1 3 2 4 8	
生介食事提供体制加算	2 2 5 0 7 0	3 0	1 3	3 9 0	
生介福祉専門職員配置等加算 I	2 2 6 0 3 7	1 5	1 2	1 8 0	
生介欠席時対応加算	2 2 6 0 4 0	9 4	4	3 7 6	
生介送迎加算 I	2 2 6 5 9 0	2 1	2 6	5 4 6	
生介送迎加算(重度)	2 2 6 5 9 1	2 8	2 6	7 2 8	
生介処遇改善加算 I	2 2 6 7 1 5	7 6 3	1	7 6 3	
生介常勤看護職員等配置加算3	2 2 6 7 2 7	1 1	1 3	1 4 3	
生介人員配置体制加算12	2 2 7 0 5 0	2 1 2	1 2	2 5 4 4	

7 EK98 受付：児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	6	6	
給付決定保護者氏名	コホ タロウ									
給付決定に係る障害児氏名	コホ ムツミ									

指定事業所番号	1	3	5	0	6	*	*	*	*	*
事業者及びその事業所の名称	国保学園									
地域区分	一級地									

サービス種別	6	3	開始年月日	平成	2	9	年	4	月	1	日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数	4	入院日数	
			開始年月日	平成			年		月		日	終了年月日	平成		年		月		日	利用日数		入院日数	

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
放デイ24・有資格10	6 3 1 5 2 3	6 1 8	3	1 8 5 4	
放デイ児童指導員等加配加算 I 2・1	6 3 4 0 4 0	1 5 5	1	1 5 5	
放デイ児童指導員等加配加算 I 2・7	6 3 4 0 4 6	1 5 5	3	4 6 5	
放デイ上限額管理加算	6 3 5 3 7 0	1 5 0	1	1 5 0	
放デイ欠席時対応加算	6 3 5 4 9 5	9 4	1	9 4	
放デイ処遇改善加算 I	6 3 6 6 2 1	2 2 3	1	2 2 3	
放デイ事業所内相談支援加算	6 3 6 8 0 5	3 5	1	3 5	

いずれも本体報酬と加算の算定回数に関するエラーです。

#### 5 EK54

医療連携体制加算は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合や、看護職員加配加算を算定している場合には算定しない加算となっています。

今回算定している放デイ7や放デイ14はいずれも重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合の基本報酬であるため、加算を算定することはできません。加算がない請求明細書に修正する必要があります。

#### 6 EK56

常勤看護職員等配置加算は本体報酬に対して加算をするものですので、例の場合本体報酬が12回の場合は加算も12回が上限となります。正しい回数に請求明細書を修正する必要があります。

#### 7 EK98

児童指導員等加配加算も本体報酬に対して加算をするものですので、例の場合、本体報酬が3回の場合は加算も3回が上限となります。正しい回数に請求明細書を修正する必要があります。

なお、欠席時対応加算は本体報酬には含みません。

今回の例のほかにも本体報酬の算定回数が上限の加算は以下の通りとなっております。

エラーコード	加算名称	エラーコード	加算名称
EK49	重度障害者支援加算	EK69	短期滞在加算
EK50	福祉専門職員配置等加算	EK70	就労支援関係研修修了加算
EK51	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	EK72	移行準備支援体制加算
EK52	初期加算	EK73	重度者支援加算
EK53	食事提供体制加算	EK74	就労移行支援体制加算
EK54	医療連携体制加算	EK75	施設外就労加算
EK55	人員配置体制加算	EK77	目標工賃達成指導員配置加算
EK56	常勤看護職員等配置加算	EK78	短期利用加算
EK57	リハビリテーション加算	EK79	単独型加算
EK58	延長支援加算	EK80	単独型加算（長時間）
EK59	夜勤職員配置体制加算	EK81	栄養士配置加算
EK60	夜間看護体制加算	EK82	特別重度支援加算
EK61	入所時特別支援加算	EK84	緊急短期入所受入加算
EK62	地域生活移行個別支援特別加算	EK85	初回加算
EK63	栄養マネジメント加算	EK86	集中支援加算
EK64	夜間支援等体制加算	EK87	退院・退所月加算
EK65	日中支援加算	EK96	食事提供加算
EK66	通勤者生活支援加算	EK97	人工内耳装用児支援加算
EK67	地域移行支援体制強化加算	EK98	児童指導員等加配加算
EK68	看護職員配置加算	EK99	特別支援加算

また、特定の加算を算定している場合に算定が可能な加算に対する算定回数超過にエラーがEK88からEK94までございますので併せてご注意ください。

- 8 EL03 受付：請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています  
 EL05 受付：請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています

都道府県等番号	1	3	1	0	*	*
助成自治体番号						

平成 3 0 年 1 0 月分

受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	8	8
給付決定保護者氏名	コホ ハチロウ									
給付決定に係る障害児氏名	コホ ハナ									

指定事業所番号	1	3	5	0	8	*	*	*	*	*
事業者及びその事業所の名称	国保第一教室									
地域区分	一級地									

サービス種別	6	3	開始年月日	平成	3	0	年	1	2	月	1	日	終了年月日	平成			年			月			日	利用日数			入院日数		
			開始年月日	平成			年			月		日	終了年月日	平成			年			月			日	利用日数			入院日数		

契約内容（障害児支援受給者証記載事項）報告書

平成30年11月 8日

様

事業所番号	1	3	5	0	8	*	*	*	*	*
事業者及びその事業所の名称 代表者	国保第一教室									

平成 3 0 年 1 0 月分

報告対象者

受給者証番号	1 0 0 0 0 0 0 0 8 8										
給付決定保護者氏名	コホ ハチロウ					給付決定に係る障害児氏名	コホ ハナ				

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	放課後等デイサービス基本決定	23 日	平成30年12月 1日	

平成30年10月サービス提供分の請求明細書及び請求明細書に添付されている契約内容に平成30年12月1日の開始年月日が入力されています。実際に12月の場合には12月サービス提供分として平成31年1月に請求が必要となります。また、開始年月日を誤って設定してしまっている場合には正しい開始年月日に修正する必要があります。

また、契約内容のみが誤っていた場合でも、請求明細書が返戻となり、お支払いがなくなるため注意が必要です。

9 EL04 受付：請求明細書の「終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は同月または30日以内の年月の必要があります

### 障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	1	3	1	0	*	*																					
助成自治体番号																											
平成	3	0	年	1	0	月分																					
指定事業所番号	1	3	5	0	9	*	*	*	*	*																	
請求事業者	事業者及びその事業所の名称 国保の森教室																										
	地域区分					一級地																					
受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	9	9																	
給付決定保護者氏名	コホ ヒサオ																										
給付決定に係る障害児氏名	コホ レイ																										
サービス種別	6	3	開始年月日	平成	2	8	年	8	月	4	日	終了年月日	平成	2	8	年	1	0	月	1	4	日	利用日数	7	入院日数		
			開始年月日	平成			年				日	終了年月日	平成			年						日	利用日数		入院日数		
<p>サービスの終了年月日が平成28年10月14日となっているにも関わらず、平成30年10月サービス提供分が請求されています。サービスが終了していない場合は終了年月日を空欄で請求します（退所後算定が可能な一部の加算を除きます）。</p>																											

10 EL09 受付：相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません

### 計画相談支援給付費請求書

平成 30年 11月 8日

( 請 求 先 )

殿

指定事業所番号	1	3	3	0	7	*	*	*	*	*																		
請求事業者	住所 (所在地) コホ相談支援事業所																											
平成	3	0	年	1	0	月分																						
項番	支給決定障害者等															請求額計算欄												
1	受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	フリガナ		コホ タロウ		単位数		請求額									
	モニタリング日	平成	3	0	年			9	月			3	日	氏名		1 4 1 0 1 5 7 9 2 円												
2	受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	フリガナ		コホ ジロウ		単位数		請求額									
	モニタリング日	平成	3	0	年	1	0	月	1	1	日	氏名		1 7 1 1 1 9 1 6 3 円														
3	受給者証番号	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	フリガナ		コホ サブロー		単位数		請求額									
	モニタリング日	平成	3	0	年	1	1	月			5	日	氏名		1 4 1 0 1 5 7 9 2 円													
<p>サービス提供年月が平成30年10月分の計画相談支援給付費請求書の中に、平成30年9月3日や平成30年11月5日モニタリング日の請求が含まれています。9月分は平成30年9月サービス提供分として、11月分は平成30年11月サービス提供分（この場合は次月）としてそれぞれ請求する必要があります。 なお、モニタリング月以外で加算単独の算定をする場合にはモニタリング日の入力は不要となります。</p>																												



### 3 新たに返戻となるエラーコードについて

上記の代表的な例を含め、平成30年10月サービス提供分から新たに150の項目についてエラーが追加されます。引き続き適正な請求事務を継続していただきますよう、よろしくお願いいたします。

No.	コード	エラーメッセージ
1	EE31	受付:明細情報の「サービスコード」に該当する「サービス種類」が日数情報に存在していません
2	EE34	受付:請求明細書の利用日数管理票の「原則日数の総和」が「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の原則日数の合計を超えています
3	EE35	受付:モニタリング日が設定されていません
4	EF21	受付:集中支援加算と退院・退所月加算は同一月に算定できません
5	EF27	受付:実績記録票に基準該当事業所で算定できない報酬が設定されています
6	EJ28	受付:上限額管理結果票の項番1に上限額管理事業所以外が設定されています(相談支援事業所を除く)
7	EK49	受付:重度障害者支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
8	EK50	受付:福祉専門職員配置等加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
9	EK51	受付:視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
10	EK52	受付:初期加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
11	EK53	受付:食事提供体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
12	EK54	受付:医療連携体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
13	EK55	受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	EK56	受付:常勤看護職員等配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	EK57	受付:リハビリテーション加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
16	EK58	受付:延長支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	EK59	受付:夜勤職員配置体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	EK60	受付:夜間看護体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	EK61	受付:入所時特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	EK62	受付:地域生活移行個別支援特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	EK63	受付:栄養マネジメント加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	EK64	受付:夜間支援等体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	EK65	受付:日中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	EK66	受付:通勤者生活支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	EK67	受付:地域移行支援体制強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	EK68	受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	EK69	受付:短期滞在加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	EK70	受付:就労支援関係研修修了加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	EK72	受付:移行準備支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	EK73	受付:重度者支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	EK74	受付:就労移行支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	EK75	受付:施設外就労加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	EK77	受付:目標工賃達成指導員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
34	EK78	受付:短期利用加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

No.	コード	エラーメッセージ
35	EK79	受付:単独型加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	EK80	受付:単独型加算(長時間)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	EK81	受付:栄養士配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	EK82	受付:特別重度支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	EK84	受付:緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	EK85	受付:初回加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	EK86	受付:集中支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
42	EK87	受付:退院・退所月加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
43	EK88	受付:送迎加算(重度)の「回数」の合計が送迎加算の「回数」の合計を超えています
44	EK89	受付:重度障害者支援加算(Ⅰ)(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
45	EK90	受付:重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(体制有り)の「回数」の合計を超えています
46	EK91	受付:重度障害者支援加算(90日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算(支援有り)の「回数」の合計を超えています
47	EK92	受付:地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)の「回数」の合計が地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
48	EK93	受付:重度障害者支援加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算の「回数」の合計を超えています
49	EK94	受付:単独型加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が単独型加算の「回数」の合計を超えています
50	EK96	受付:食事提供加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
51	EK97	受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
52	EK98	受付:児童指導員等加配加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
53	EK99	受付:特別支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
54	EQ01	受付:保育職員加配加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
55	EQ02	受付:職業指導員加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
56	EQ03	受付:重度障害児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
57	EQ04	受付:重度重複障害児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
58	EQ05	受付:強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
59	EQ06	受付:幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
60	EQ07	受付:心理担当職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
61	EQ08	受付:看護職員配置加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
62	EQ09	受付:自活訓練加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
63	EQ10	受付:小規模グループケア加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
64	EQ11	受付:乳幼児加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
65	EQ12	受付:重度障害児支援加算(強度行動障害)の「回数」の合計が重度障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
66	EQ13	受付:強度行動障害児特別支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児特別支援加算の「回数」の合計を超えています
67	EL03	受付:請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています
68	EL04	受付:請求明細書の「終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は同月または30日以内の年月の必要があります
69	EL05	受付:請求明細書の「契約開始年月日」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています

No.	コード	エラーメッセージ
70	EL07	受付:請求明細書の「開始年月日」に「終了年月日」以降の年月日が設定されています (※)
71	EL09	受付:相談支援給付費請求書の「モニタリング日」が「サービス提供年月」と一致していません
72	EL10	受付:請求明細書の「利用日数」が当該月の日数を超過しています
73	EL12	受付:請求明細書の「利用日数」「入院日数」「外泊日数」を合計した日数が当該月の日数を超過しています
74	EL19	受付:請求明細書の利用日数管理票の「対象期間(開始)」から「対象期間(終了)」の期間が3ヶ月以上1年以内ではありません
75	EL22	受付:地域移行加算の「退所後算定日(年月日)」が「退所日(年月日)」の前日以前、または30日を超えた日付となっています
76	EL23	受付:「入院日数」が当該月の日数を超過しています
77	EL24	受付:「外泊日数」が当該月の日数を超過しています
78	EL54	受付:実績記録票の「退所日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月日が設定されています
79	EL56	受付:請求明細書の「サービス提供年月」が利用日数管理票の対象期間外です
80	EL58	受付:実績記録票の「退所後算定日(年月日)」が設定されている場合、「退所日(年月日)」の設定が必要です
81	EL72	受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」より過去、または30日を超えた日付となっています
82	EL75	受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居日」が「サービス提供年月」の翌月以降です
83	EL76	受付:実績記録票の自立生活支援加算の「退居後算定日」が設定されている場合、「退居日」の設定が必要です
84	EL95	受付:請求明細書の「終了年月日」に「開始年月日」より前の年月日が設定されています
85	PA30	受付:生活訓練サービスの利用期間に応じた請求ではありません
86	PB57	受付:福祉専門職員等連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から90日以内の年月であることが必要です
87	PB58	受付:行動障害支援連携加算を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始年月日から30日以内の年月であることが必要です
88	PB74	受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
89	PB75	受付:事業所台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」、または「共生型サービス対象区分」が「非該当」のため、算定できません
90	PB76	受付:精神障害者退院支援施設加算の「回数」の合計が当該月の日数を超過しています
91	PB77	受付:事業所台帳の「送迎加算の有無」が「有り」のため、送迎加算(Ⅰ)及び送迎加算(Ⅱ)は算定できません
92	PJ64	受付:有期有目的(91～181日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91～180日の年月であることが必要です
93	PJ67	受付:有期有目的(91日目から181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
94	PJ68	受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です
95	PJ69	受付:有期有目的(181日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超過しています
96	PJ78	受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です
97	PJ89	受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「指定事業所」または「共生型サービス対象区分」が「非該当」のため算定できません
98	PJ90	受付:障害児施設台帳の「指定／基準該当等事業所区分」が「基準該当事業所」のため、算定できません
99	PK10	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です
100	PK11	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
101	PK12	受付:有期有目的(61～90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月であることが必要です



No.	コード	エラーメッセージ
102	PK13	受付: 有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超過しています
103	PS28	受付: 実績記録票の「開始時間」の形式が不正です
104	PS33	受付: 実績記録票の「終了時間」の形式が不正です
105	PS49	受付: 実績記録票の「実費合計額(円)」が「各小計 食事(円)」と「各小計 光熱水費(円)」を合計した値と一致していません
106	PS51	受付: 実績記録票の入所時特別支援加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
107	PS56	受付: 実績記録票の初期加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
108	PS64	受付: 実績記録票の提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が180日を超過しています
109	PS66	受付: 実績記録票の「訪問型 1時間未満(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
110	PS67	受付: 実績記録票の「訪問型 1時間以上(回)」が「提供形態」が「訪問型」の明細合計と一致していません
111	PS78	受付: 実績記録票の重度包括の「短期入所合計日数」がサービス内容が「短期入所」の明細合計と一致していません
112	PS79	受付: 「その他サービス合計時間数」がサービス内容が「共同生活介護」、「共同生活援助」、「短期入所」以外の明細合計と一致していません
113	PS83	受付: 実績記録票の重度包括の「1日計」が同一日の重度包括の「単位数」を合計した値と一致していません
114	PS88	受付: 実績記録票の提供実績の合計の「帰宅時支援加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超過しています
115	PS90	受付: 実績記録票の提供実績の合計の「実績 家庭連携加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超過しています
116	PS94	受付: 実績記録票の初期加算の「当月算定日数(日)」と「利用開始日(年月日)」及び「30日目(年月日)」の関係が不正です
117	PS99	受付: 実績記録票の入所時特別支援加算の「30日目(年月日)」が「利用開始日(年月日)」から30日目の日付と一致していません
118	PT26	受付: 実績記録票の提供実績の合計の「入院時支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超過しています
119	PT27	受付: 実績記録票の提供実績の合計の「訪問支援特別加算(回)(算定回数)」が算定可能回数を超過しています
120	PT31	受付: 実績記録票の重度包括の「適用単価」が既定の単価と一致していません
121	PT47	受付: 実績記録票の訪問支援特別加算について、提供時間数と算定時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
122	PT55	受付: 補足給付関係情報の「補足給付適用の有無」が「有り」の場合、「補足給付額(円/日)」の設定が必要です
123	PT61	受付: 実績記録票の家庭連携加算について、算定時間数と提供時間数の関係が不正、または欠席時対応加算と同一日に算定されています
124	PT80	受付: 「サービス提供の状況」が「欠席(欠席時対応加算)」の件数が算定可能回数を超過しています
125	PU05	受付: 体験宿泊加算が算定可能回数を超過しています
126	PU08	受付: 実績記録票の「送迎加算 往」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
127	PU09	受付: 実績記録票の「送迎加算 復」が設定されている場合、「提供形態」に「通所型」以外は設定できません
128	PU37	受付: 重度包括の「共同生活援助合計日数」が明細欄の共同生活援助の提供日を合計した日数と一致していません
129	PU48	受付: 「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしている明細が存在しています
130	PU50	受付: 同じ「サービス内容」、「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超過しています
131	PU52	受付: 同じ「日付」及び利用時間帯で「派遣人数」の合計が2人を超過しています
132	PU54	受付: 「算定時間数」が算定できる最大の時間を超過しています
133	PU55	受付: 「算定時間数」が算定できる最大の時間となっていますが「開始時間」と「終了時間」から算出した時間が算定できる最大の時間未満です
134	PU57	受付: 同じ「提供通番」で「移動」が「算定時間数」を超過しています
135	PU59	受付: 「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過している明細が存在しています

No.	コード	エラーメッセージ
136	PU98	受付:体験利用加算Ⅰが算定可能回数を超えています
137	PU99	受付:体験利用加算Ⅱが算定可能回数を超えています
138	PP41	支給量:請求明細書の入院・外泊時加算の「回数」の合計が実績記録票の入院・外泊時加算の算定回数を超えています
139	PP55	支給量:地域移行集中支援加算を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」が6日以上であることが必要です
140	PP56	支給量:地域移行退院・退所月加算を算定する場合、実績記録票の地域移行加算の「退所日(年月日)」の設定が必要です
141	PP59	支給量:請求明細書の地域移行の「回数」の合計が「1」以上の場合、実績記録票の「合計 算定日数(日)」は「2」以上であることが必要です
142	PP68	支給量:共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)に対応した共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)がありません
143	PP69	支給量:受託居宅サービスの提供日と同一日の提供実績が共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)にありません
144	PP91	支給量:生活介護サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
145	PP92	支給量:就労移行支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
146	PP93	支給量:就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
147	PQ22	支給量:児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
148	PQ23	支給量:医療型児童発達支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
149	PQ24	支給量:放課後等デイサービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています
150	PQ25	支給量:保育所等訪問支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

※EL07 は短期入所のサービス開始日等・終了年月日チェックについて、「開始年月日」と「終了年月日」が同日の場合は正常となります。

東京都国民健康保険団体連合会HP（アドレス <http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>）にも今回の対応により変更となった資料を掲載する予定です。

●電子請求受付システム、簡易入力システム等、サポートウエアの操作に関するお問い合わせは  
国保中央会ヘルプデスクにお願いいたします。

電話 0570-059-403      F A X 0570-059-433      メール mail@support-e-seikyuu.jp

《お問合せ先》

東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課 障害者総合支援係

電話 03-6238-0224